

第2節 乗車券の改札及び引渡し

(普通乗車券・回数乗車券の改札及び引渡し)

第107条 普通乗車券・回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して改札を受けるものとする。ただし駅員無配置駅から乗車する場合はこの限りでない。

2. 乗車券を所持しない旅客が駅員無配置駅から乗車した場合は、整理券により運賃を精算するものとする。

(定期乗車券の改札及び引渡し)

第108条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2. 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に、直ちにこれを係員に引き渡すものとする。

第109条 削除

(団体乗車券の改札及び引渡し)

第110条 団体乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際及び途中下車をする際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受け、全行程の旅行を終了した際にこれを係員に引き渡すものとする。

(貸切乗車券の改札及び引渡し)

第110条の2 貸切乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行開始の際に当該乗車券を係員に呈示してその改札を受け、全行程の旅行を終了した際にこれを係員に引き渡すものとする。

第111条 削除

(回収乗車券の処理方)

第112条 使用済みとして回収した乗車券は、月末まで厳重に整理保管方し、翌月1の日に乗車券簿第1号表に添付し、営業課長に提出すること。